

# 火 災 予 防

回 覧

2025年度全国統一防火標語

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

全国統一防火標語は、一般社団法人日本損害保険協会が製作する防火ポスターに採用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、防火・防災意識の啓発に活用されます。君津市でも標語を使用した防火ポスターの募集等に活用しています。

※君津市ホームページにも掲載していますのでご確認ください。 ➡



## 君津市内における火災の発生状況について

| 種別<br>年 | 建物 | 林野 | 車両 | 船舶 | 航空機 | その他 | 合計 |
|---------|----|----|----|----|-----|-----|----|
| 令和4年    | 11 | 6  | 2  | 0  | 0   | 10  | 29 |
| 令和5年    | 20 | 5  | 1  | 0  | 0   | 5   | 31 |
| 令和6年    | 15 | 3  | 1  | 0  | 0   | 13  | 32 |

君津市内において令和6年（1月～12月）に発生した火災は32件で、年々増加傾向にあります。

また、今年は火災が多発しており、令和7年3月末時点ですでに22件の火災が発生しております。火災が発生する原因は様々ですが、特に火入れや野焼きによる火災が増加しております。

今の時期は、空気が乾燥し、ちょっとした不注意から火災に発展する恐れがありますので、火の取扱いには十分注意してください。

## ごみの焼却や野焼きの拡大による火災に注意！

屋外でのごみの焼却行為は禁止されています。

剪定木や雑草、家庭ごみ等は焼却せず、指定のごみステーションに出すなど、適正に処理してください。なお、どんど焼き等の地域の行事や害虫駆除のための畦畔焼きなどは、例外的に焼却が認められておりますが、その場合でも、むやみに行うのではなく、近隣の迷惑にならないよう配慮を行うとともに、次のことを厳守してください。

### 1 その場を離れない

焼却行為をする場合は、必ず監視を継続し、やむを得ずその場を離れる場合には、一旦消火する。

### 2 消火用の水バケツ等を準備する

燃え広がってしまったとき、または緊急で消火する必要がある場合に備えて、水バケツ等を用意して、すぐに消火ができる準備をする。

### 3 天候により中止とする

強風、乾燥注意報や警報が発表されているときは中止する。

火の粉や灰は、風速2m程度の風でも遠くに飛ぶことがあり、風のない日でも天候が急変する場合がありますので、注意が必要です。

## 住宅用火災警報器の設置・維持管理が大切です！

住宅用火災警報器は、火災が発生した際に煙を感知して火災の発生を知らせ、逃げ遅れによる死傷者を減少させることを目的としています。

君津市火災予防条例では、平成18年6月から新築の住宅に、平成20年6月からは既存の住宅に住宅用火災警報器の設置が義務となっています。

設置していない方は早期に設置してください。また、設置後は定期的に点検を実施し、正常に作動するか確認しましょう。

#### 設置場所

就寝室及び2階に就寝室がある場合には階段の上部に煙感知器を設置してください。

#### 点検方法

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。

正常な場合は、メッセージまたは警報音が鳴ります。

また、機器が古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、定期的に点検を実施し、本体は、10年を目安に交換しましょう。

